

記載例

離婚届

令和 年 月 日 届出

山口県防府市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号 送付 令和 年 月 日 第 号 山口県防府市長 印

夫 防府 太郎 妻 防府 花子 桑山 二郎 山口 和夫 山口 梅子 防府 三郎 防府 洋子 令和 年 月 日 届出

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
署名及び証人の欄は必ず本人が書いてください。

○そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本と確定証明書

証人本人が記入してください。
押印は任意です。

証人 (協議離婚のときだけ成年の証人が2人必要です)
署名 (※押印は任意) 山口和夫 山口梅子
生年月日 大正昭和 平成西暦 40年10月17日 大正昭和 平成西暦 42年12月2日
住所 防府市 八王子二丁目 6番10号
本籍 山口県 防府市 大字牟礼 138番4

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。
は、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合はこちらの枠内もお読みください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。
面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法: (☑ 公正証書 □ それ以外)
まだ決めていない。
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

日中の連絡先

電話
夫 (●●●●) ●● - ●●●●
妻 (■●●) ■■■■ - ■■■■

届出人(協議離婚の場合は
夫妻それぞれ)が署名をして
ください。

別紙を必ず確認してから記入して
ください。

本人が記入してください。
押印は任意です。